

自由と人権 通信

liberty & human rights NEWS

NO.23 (2022.12.7)

編集・発行：「自由と人権」榎本 (090-1884-5757)

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① 「1枚のビラから」 P1～3
- ② 報告「STOP! 他国攻撃 大軍拡反対! 11.27 緊急講演会」 P4
- ③ 裁判案内 P5
- ④ 「チラシ配置拒否裁判の概要と現状」 P5
- ⑤ 「陳情不上程告発裁判」上告しました P5～6
- ⑥ 東京新聞「視点」から P6



「自由と人権」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は上記までご連絡ください。



ご自由にお持ちください

以下の文章は、ネットワーク・市民アーカイブが発行している「アーカイブ通信 No.26」から、通信発行元と講師の松野哲司さんの了解を得て転載したもの。文章のもととなったものは、ネットワーク・市民アーカイブ 8 周年記念講演会での松野さんの講演である。「通信」に掲載されていた内容はこれで全部ではないが、講演記録以外は紙面の関係で割愛した。

転載に快く応じていただいたネットワーク・市民アーカイブに感謝します。

1枚のビラから ～現場から発信することば～

お話：松野哲二さん（チマ・チョゴリ友の会 府中緊急派遣村）

■白紙で出した学力テスト

私は 1949 年浅草の生まれで、4 人きょうだい（姉 2 人、兄 1 人）でした。家で鶏を飼っていて、卵がごちそうでした。浅草では三社祭があり、子どものころから祭りと、父がラジオで聞いていた広沢虎三の浪曲「清水次郎長伝」の「お民」にあこがれて育ちました。

中学 3 年の時、全国学力テストが実施され、校門でまかれた反対ビラには「このテストはエリートと労働者とを選別する」と書いてありました。勉強ができなかった自分は一生工場で働く側とっていたので、全部白紙で出そうと友達たちとも話し合いました。翌日、担任から「白紙答案が 1 枚だけあった、校長室に来い」と一言。教頭は、「お姉さんが悲しむぞ」と、同じ学校の数学の教師だった姉を使って脅してきました。その翌日の科目テストは名前だけ書いて白紙で提出。今度は何も言われませんでした。

公立高校に落ちて、世田谷の私立和光高校に進学しました。和光は、クラスごとに自主的な研究活動が文化祭時にあり、1 年で障害者問題、2 年で山谷の日雇労働者問題、3 年で宗教問題をクラス課題として取り組みました。3 年では独自に「社会問題研究会」を作り、「戦力なき軍隊、自衛隊」のテーマで研究発表しました。また、初めて自分でビラを作り、学内配布しました。ベトナム反戦集会デモのビラです。先生に呼び出され、「松野、お前は情けない。誤字脱字が多い。もっと勉強しろ」と言われました。

法政大学では「デモ部」に入りました。当時、昼と夜では違うセクトが建物を管理していて夕方に交代

し、それを全一支配と言います。そのやり方が許せなかったので、反対するピラを、入れ替えにあたるタ方に撒いたら、両方の組織からたたかれました。その頃の活動のピラには、グラムシの考えにならって「カタルシス」というタイトルをつけました。ある時以降、チラシには必ず連絡先（住所と名前）を書くようにしています。受け取った人が意見を寄せられるようにするためです。

■東芝府中工場で裁判支援

東芝に入社して、労使一体の府中市議選を追求し、これも労使で推進する原発・兵器生産に反対するピラ、「労働者の声」を作り、門前配布しました。労使は直ちに「過激派が会社をつぶす」と徹底的に支持者をあぶり出し、村八分による「自主退職の強要」を繰り返しました。私たちの反原発の確信には東芝出身の高木仁三郎さんの存在がありました。三里塚闘争でもお世話になり、東芝で反原発講座を開き学びました。

職場八分と弾圧で仲間の上野仁さんが体調を崩し、上野さんが起こした東芝を相手にした裁判を応援するようになった時は、『じんじん』という通信をつくりました。上野仁さんの「仁」、人権裁判の「人」です。この人権運動にも東芝労組は会社の味方となり、私たちを弾圧しました。

この裁判は、弁護士からも勝てないと言われていました。会社が情報を独占しており、労組も敵でした。しかし、勝つことができました。これは当時、多摩地域で毎年開催地を移動して開いていた「憲法・平和・環境・まちづくりを語り合う、草の根交流集会」の皆さん、反原発市民・労働者運動の皆さんからのご支援が大きかったからでした。

■いじめホットライン、

チマ・チョゴリ友の会、派遣村

地域からの支援で裁判に勝ったのだから地域に恩返しをしたいと、職場や子どものいじめの両方について、「学校と職場のいじめホットライン」を開設しました。素人が電話を受け、相談者となる活動を13年間続けました。マスコミを活用して広報し、相談員も公募しました。その活動で、お子さんを自死で亡くしたお父さんが、「子どもを自死に追い詰めたのは教師、私でもある。『いじめられるお前にも責任がある』と問い詰めた」と話された。この発言から、日本社会で最も理不尽ないじめを受けているのは朝鮮学校の生徒ではないかと自覚しました。そこで、1999年に「チマ・チョゴリ友の会」を作りました。朝鮮料理教室、朝鮮文化とふれあうつどい、ハングル講座、在日一世と家族の肖像・写真展などを開催し、地域社会から差別をなくす活動を始めました。

2008年、リーマンショックの後に生まれた日比谷公園の派遣村に触発され、これを地域で日常化しようと「府中緊急派遣村」を作りました。

そして、東日本大震災が起きました。福島原発の多くは東芝が関わる原子炉を使用しています。私たちは一番ボランティアが少ないと聞いた南相馬への訪問を始めました。マッサージグループと合同で飯館村にも行くようになり、ほぼ2か月に1回、計49回訪問しました。

■運動は日常の中にある

最近では、やわらかい表現のビラになりました。たとえば、「裁判の傍聴に来てください」という表現です。これは、3.11 の原発事故の被災地で行っているマッサージ活動でお世話になっていた整骨院の A さんが 2020 年にお店を閉鎖されたことをきっかけとした解雇撤回裁判のビラです。

運動のきっかけは、知識からではなく、日常の中にあります。このことを学んだのは、松下竜一さんの「濫訴の弊」作戦からでした。府中に来て講演していただいた松下さんは、今、民衆はみだりに訴えを起こすべきではないという考え方が広まっていますが、これに抗することが大切と話されました。

■ビラづくりのポイントと戒め

1. 目的を明確にする。
2. 配布対象を意識する。不特定多数が相手の場合は紙の片面だけに留める。
3. 目的に合致した内容か。
4. 伝えたい内容の構成を考えて起承転結をはっきりさせる。
5. 大事なことは、2 か所、3 か所に分けて繰り返しちりばめる。
6. かならず連絡先を入れる。反応を得て、次回に生かす。責任をもつ。売名行為ではなく人とつながるため。
7. 文字そのものもデザイン。
8. マンガやイラストなどを使う。仲間が増えると紙面も豊かに。



一方、自分への戒めも含めてですが、ビラでの自慢話・文字・主張だらけは、いけません。誰に訴えているか、どうしてほしいのかがわからないものはダメです。

「自由と人権通信」では、ぼくが心動かされた詩や歌詞、絵を、これまで巻頭に載せてきた。散文は掲載したことはない。載せないと決めていたわけではないが、感動、共感を得られる、しかも短い文章となると、いきおい詩や歌詞になりがちであった。今回はその前例を破った。

冒頭に示したように、この文章は「アーカイブ通信 No.26」の巻頭に掲載されていたものである。初めて目にしたとき、その内容に共感するとともに、これは「詩」だなと（とりわけその前段について）感じた。それも人権についての。詩人が生き方そのものだとするなら、この人の生き方は詩であると言ってもあながち間違いではないだろう。

「アーカイブ通信」の松野さんの講演の前後には、「前書き」や「会員との対話」「参加者との応答」がある。全部ご覧になりたい方は「ネットワーク・市民アーカイブ」にご連絡を。

ネットワーク・市民アーカイブは市民活動資料の収集・保存・公開を通して、一人ひとりの人権を尊重する、よりよい社会作りをめざしている団体（会の HP より要約して引用）です。連絡先・HP は以下のとおり。

「ネットワーク・市民アーカイブ」電話：042-396-2430

「市民アーカイブ多摩」<http://www.c-archive.jp/>





「STOP！他国攻撃 大軍拡反対！ 11.27 緊急講演会」

11月27日に実施した「STOP！他国攻撃 大軍拡反対！ 11.27 緊急講演会」は、スタッフを含む17名の参加を得て、無事終了しました。

急遽計画した企画で、広報、宣伝する期間が短く、開会するまでは実質的な申し込みが1、2名という状態でした。一時はどうなることかと案じましたが、開会直前に多くの方からの申し込みをいただき、何とか講師の杉原さんにも顔向けができる状態にはなりました。

改めてご参加いただいた皆さん、運営にご協力いただいた皆さんにお礼を申し上げます。

講演内容は、現場で活動が続けている杉原さんならではの臨場感のある内容でした。また、安保関連3文書の改訂が、いかにこの国の形を変えてしまうものであるかをわかりやすく伝えてくれるものであったと思います。なかでも、平和憲法のもとでかろうじて抑制的であった防衛政策が、集団的自衛権行使や先制攻撃、武器取引、軍事研究、戦争経済体制などに、こともなく転換される危機的状況にあることも明らかにされました。

講演会後のことですが、12月2日に敵基地攻撃能力で自民・公明両党が合意をしたとの報道がありました（12月3日東京新聞）。これまで政権側が「専守防衛」と言ってきたこととも矛盾する方針です。しかも、国の安全にかかわる重大な方針転換でありながら、国会では一切の説明、論議がなされずに方針を決定したことは問題です。このようなことでは、核兵器保有も「防衛のため」と言って認められてしまう可能性すらあります。

日本の民間非営利団体である「言論NPO」と中国国際出版集団による共同世論調査によれば、台湾海峡での軍事紛争の可能性について、中国人の56.7%、日本人で44.5%が「起こる」と答えています（12月2日東京新聞）。このような空気がすでに両国に満ちている。

台湾海峡での有事が勃発したら、日中両国に戦火が燃え広がることは想像に難くない。引き金を引くのはアメリカではあっても、その時標的となるのはアメリカ本土ではなく、在日米軍基地であり、日本国そのものです。そして真っ先に狙われるのが琉球弧の島々であると言えます。

沖縄が再び戦場になるという悪夢のような事態を引き起こすことは絶対に許してはなりません。沖縄・先島諸島では、大真面目にシェルター建設が論議されていると言います。今まさに「戦前」という状況に沖縄があるということを、我々はどれほど自覚しているでしょうか。



◆当日の録画やアンケート結果・会計報告は、自由と人権 HP からご覧いただけます。

<http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/stop-gunkqku/index.htm>

◆当日会場で販売した、「ノーモア沖縄戦 命どう宝の会」作成のブックレット『また「沖縄が戦場になる」って本当ですか？』（1冊500円）には、対中国戦略のための「日米共同作戦」をスクープした共同通信の石井暁さんの講演記録も載っています。是非お読みいただきたいと思います。

残部がまだ3冊ありますので、必要な方は榎本（090-1884-5757）までご連絡ください。

裁 判 案 内

★チラシ配置拒否裁判 判決言い渡し

2022 年 12 月 22 日（木）午後 1 時 10 分
東京地方裁判所立川支部 403 号法廷（4 階）
（最寄駅：多摩都市モノレール「高松駅」徒歩 5 分）
※傍聴希望者は、午後 12 時 50 分までに 4 階待合室
師走の忙しい時期ですが、どうぞ傍聴においでください！



陳情裁判



チラシ裁判



裁判情報はこちらから

【チラシ配置拒否裁判の概要と現状】

ついに判決！



前号でもお知らせしたが、チラシ配置拒否裁判の概要は次のとおりである。

2021 年 2 月 24 日、原告が公民館配置を依頼するために持参したチラシに関し、東大和市立中央公民館長佐伯芳幸（当時）により、内容が不適当であるとして、チラシ配置権限を利用して書き換えを強要したことがその発端である。このことを不当であるとし、同年 2 月 26 日に行政不服審査請求に及んだ。10 月 8 日付で「既定方針」のごとく却下の決裁書が届いたことを受けて、12 月 21 日に東京地裁立川支部に損害賠償請求を提訴したものである。現在まで、同地裁で 5 回の口頭弁論が開かれ 12 月 22 日（木）に判決の言い渡しを控えている。

このことも前号で述べたが、この裁判の争点は、中央公民館館長の書き換え強要の有無である。被告はチラシの書き換えはあくまでも原告の意思によるものであるとし、原告はチラシの配置権限を利用した被告の書き換え強要があったと主張しており、真っ向から対立したものであった。

原告は、事実認識に関し双方の主張が正反対なのだから、当事者である被告東大和市立中央公民館長佐伯芳幸（当時）の証人尋問が必要とし、第 4 回口頭弁論で証拠申立てをした（ちなみに、原告は本件の当事者であり、裁判は本人訴訟で臨んでいる）。しかし裁判長はこれを認めず、第 5 回の弁論で結審となり、判決言い渡しを 12 月 22 日（木）とした。

以上がこれまでの大まかな経緯である。

第 5 回の口頭弁論を見る限り、この裁判長のもとで期待できる判決は望めそうにない。どちらに転んでも原告・被告とも控訴ということになるだろうが、裁判は開けてみるまで分からない。

多くの方に傍聴においでいただき、注目されているのだということは印象付けておきたい。是非とも判決日にご参加いただきたく、改めて傍聴を呼び掛けます。

【陳情不上程告発裁判】

上告しました

陳情不上程告発裁判については前号でも詳しく述べましたが、再度繰り返します。

本裁判は、2020 年 3 月東大和市議会において「東大和市子ども・子育て憲章」の制定見直しを求める陳情が「議長預かり」とされ、議会で審査されなかったことを不当として、2020 年 11 月 18 日に東京地



裁立川支部に賠償請求事件として提訴されたものである。同地裁で9回の審理の末、2022年4月21日小池将和裁判官によって棄却の判決を受けた。

原告は事実審査に見落としや誤りがあり、審理不十分であるとして、同年5月16日控訴状を同地裁に提出した。9月14日東京高裁で第1回控訴審が開かれたが、原告の提出した証人申請は認められず、当日で結審となり、控訴審の判決は11月9日となった。判決日には体調の関係もあり出廷しなかったが、控訴棄却となり原告の敗訴となった。

これに対し、憲法第16条が定める請願権の侵害があり、東大和市議会会議規則の解釈にも誤りがあるとして、11月24日に上告状兼上告受理申立書を同高裁に提出した。高裁からは、11月29日に上告提起通知書・上告受理申立て通知書が届いた。この日から50日以内に上告理由書と上告受理申立て理由書を同高裁に提出しなければならない。

師走も正月もない年末年始となりそうである(汗)。

【東京新聞「視点」から】

右の記事は、11月11日の東京新聞の「視点」というコラムである。木原記者の精神科病院でのこの受け止めは、人権意識の根っこを示している。

精神科病院ばかりではない。どこにいても、わたしたちは他者に対して偏見や決めつけによって素直な見方ができなくなっている。木原記者の、入院患者に「驚くほどみずみずしい感性」を感じることができる、その感性に羨ましささえ覚える。

「実習生」や「新人」にしか見えないものがある。しかし、いつかは彼らも「ベテラン」と言われる者となり、現場での多忙さから、当初のみずみずしい感性を失いがちになる。

自らを省みて警鐘としたい。

22年(令和4年)11月11日(金曜日) 第11版 総合 6

最寄りのバス停で降りる際、小さな声が耳に届いた。「こころ精神科病院だよ」。思わず振り返ると、声の主のしかめっ面が目飛び込んだ。社会にとって精神科病院は、そんな存在なのかもしれない。私は十月の二週間、そんな精神科病院に通っていた。精神保健福祉士の資格を取るための実習だ。これまで「こころ特報部」で、日本の精神医療の特異性を伝えてきたが、病院内部の取材は個人情報保護の壁もあり難しい。精神科病院で実際に何が起きているのか、自分の目と耳でありのままを知る機会にもなった。病院には奇声を上げる人もいれば、社会の受け入れさえ整えば退院できる人もいた。

視点
私はこう見る
木原育子

辞書を何年も読み続けたり無心にピース飾りを作ったり、大切な居場所になっていた。驚くほどみずみずしい感性を持つている人もいた。会話の返答に数十分かける人も。なぜいつも私の隣に座るのか。そんな患者らと関係を深めながら、スムーズに社会に戻れるよう退院支援をする。退院時の福祉制度の申請や住まいの相談などに応じながら患者の伴走者役を担う。だが現実には、次々に訪れる

「知る」ことから全ては始まる

精神科病院での実習を通して

入院者の対応に手いっぱいなの実情もある。社会から追い出されるように病院に舞い戻ってきてしまう人もいた。忘れられない現場がある。外から鍵のかかった保護室だ。音などの刺激情報を遮断し、いったん落ち着いてもら

か爪か。相当な力を込めて彫ったのだろう。シリシリと一画一画波打つみず腫れの文字を、私は何度もなぞった。なぜ刻んだか。どんな思いだったか。本当は何が伝えたかったのか。医療と福祉は時に相いれない。医療の常識

う隔離された場所。自殺防止のため、壁に留め金は一切なく、便器はむき出しで、中の様子を確認するカメラが二十四時間回っていた。「アホ」「窒息」。保護室の柱にそんな文字が彫られていた。室内に鋭利なものは持ち込めない。服のファスナー

が、人権が柱の福祉では受け入れられないことはよくある。柱の刻印の意味を問い続ける。その文字に触れた者の使命のように思えてならなかった。

実習を終え日常に戻った。だが、あの純真無垢な笑顔を向ける人たちがいないことに気づく。いかにこの社会が、社会の流れに乗れる人だけで構成されているかを思い知った。冒頭のバスのように、精神を病む人を異質な存在とする偏見は社会に横たわる。見ようとしなければ見えない世界は確実にある。その最たる存在が精神医療だと痛感した。まずは、この現状を知るところから始めた。(特別報道部、社会福祉士)

2022・11・11